

「栃木県教職員懲戒処分の基準」新旧対照表

改正案	現行
<p>第2 事例</p> <p>1 一般服務関係</p> <p>(1) ～(10) 略</p> <p><u>(11) 公文書の不適正な取扱い</u></p> <p>ア <u>公文書を偽造し、若しくは変造し、若しくは虚偽の公文書を作成し、又は公文書を毀棄した教職員は、免職又は停職とする。</u></p> <p>イ <u>公文書を改ざんし、紛失し、又は誤って廃棄し、その他不適正に取り扱ったことにより、公務の運営に重大な支障を生じさせた教職員は、停職、減給又は戒告とする。</u></p> <p>(12) <u>セクシャル・ハラスメント（他の者を不快にさせる職場における性的な言動及び他の教職員を不快にさせる職場外における性的な言動）等</u> ア～ウ 略</p> <p><u>(13) パワー・ハラスメント</u></p> <p>ア <u>パワー・ハラスメント（「職員によるハラスメント撲滅のための基本方針」第2(3)に規定するパワー・ハラスメントをいう。以下同じ。）を行ったことにより、相手に著しい精神的又は身体的な苦痛を与えた教職員は、停職、減給又は戒告とする。</u></p> <p>イ <u>パワー・ハラスメントを行ったことについて指導、注意等を受けたにもかかわらず、パワー・ハラスメントを繰り返した教職員は、停職又は減給とする。</u></p> <p>ウ <u>パワー・ハラスメントを行ったことにより、相手を強度の心的ストレスの重積による精神疾患に罹患させた教職員は、免職、停職又は減給とする。</u></p> <p><u>(注) (12) 及び(13)に関する事案について処分を行うに際しては、具体的な行為の態様、悪質性等も情状として考慮の上判断するものとする。</u></p> <p>6 児童生徒に対する非違行為関係</p>	<p>第2 事例</p> <p>1 一般服務関係</p> <p>(1) ～(10) 略</p> <p>(11) <u>セクシャル・ハラスメント（他の者を不快にさせる職場における性的な言動及び他の教職員を不快にさせる職場外における性的な言動）等</u> ア～ウ 略</p> <p><u>(注) 処分を行うに際しては、具体的な行為の態様、悪質性等も情状として考慮の上判断するものとする。</u></p> <p>6 児童生徒に対する非違行為関係</p>

(1) 体罰等

ア～ウ 略

エ 悪質な暴言等を常習的に行うことにより、児童生徒に著しい精神的苦痛を負わせた教職員は、停職、減給又は戒告とする。この場合において、暴言等の態様が特に悪質なときは、免職、停職又は減給とする。

(1) 体罰

ア～ウ 略